

論文

明治時代の教育雑誌「信濃教育」における瀧小史の 『低能生誘導上の実際話』に関する史的 research

中 嶋 忍*・河 合 康**

本研究は、明治時代の長野県における低能児の判断と指導の実態について明らかにすることを目的とした。具体的には、教育雑誌「信濃教育」に発表した瀧小史の『低能生誘導上の実際話』を基に、低能児の判断内容と実態、低能児の指導法と学習面・心理面の実態、に焦点を当てて検討した。その結果、低能児は、疾患・疾病、言語機能、身体機能の3問題が児童の行動に影響していること、低能児の行動は、怠惰・敏捷・強情の状態と沈鬱・臆病・強迫観念の状態に分類できたこと、低能児は、学習内容が理解できるのに学習しない者と学習しようとしても理解が困難な者が存在したこと、低能児は一般児と同様に個性を有し、個性を無視して低能児を一団とする限り、従来の指導方法ではうまくいかないということ、低能児は成長・発達する存在として、潜在する能力を開化させることが可能であるとしたことが明らかになった。

キー・ワード：長野県 低能児 判断要因 指導方法

I 問題の所在及び目的・方法

日本の知的障害教育の初期形態は、長野県の松本尋常小学校（現・松本市開智小学校）で実施された学力別学級編制や長野尋常小学校で設置された晩熟生学級による劣等児対策が契機であるとされている（中嶋・河合, 2018）。松本尋常小学校の場合は、1888（明治21）年度から劣等児に対する特別指導の試みが開始された。これが算術特別教授である（中嶋・河合, 2006）。しかし進級や卒業認定のための学年末試験では、約1割の落第生が出現した。そこで松本尋常小学校では、この落第生を含む劣等児の対策について検討を始めた。これが学級の編制方法を児童の学力順にして、1つの学級内の学力を一定にしたものであり、1890（同23）年に導入された。これにより松本尋常小学校は、児童への指導が容易になり成績や学力が向上すると考えた（中嶋・河合, 2006）。一方で長野尋常小学校でも松本尋常小学校と同様に、劣等児の存在が顕著になり、「鈍児学級」（晩熟生学級の前身）を1896（同29）年に設置した（北沢, 1967）。この学級は、劣等児の中でも特に成績不振な児童（後に低能児に分化）を集めて教育を行っていた。そして長野尋常小学校は、この教育を行う中で成績不振の要因を怠学などではなく、児童の能力などに問題が関係していることに注目し始めた。これを基にして児童の実態の調査・分析を行ったり、教育方法などの研究を行ったりして教育雑誌の「信濃教育」に発表している（中嶋・河合, 2016）。この2つの取り組みは、都市部の大規模の公立小学校での実践という共通点がある。

このように長野県における劣等児・成績不振児に対する取り組みは、明治30～40年代に長野尋常小学校が教育実践及び研究の牽引役を担っていた。しかし劣等児は、都市部でも郡部でもどの小学校にも存在していたと考えられる。したがって上記の小学校以外の教員は、劣等児や低能児をどのように捉えていた

のかが問題として挙げられる。

長野県の劣等児対策は明治30年代後半になると、厳しく指導しても成績が向上しない児童を特に「低能児」として目を向け始めた。この流れの中で小泉郡¹⁾の小学校教員の瀧小史は1907（明治40）年、信濃教育の第254号に『低能生誘導上の実際話』を発表した。これは長野尋常小学校の実践以外の実践報告論文であった。本研究は、瀧小史の『低能生誘導上の実際話』を基に、低能児の判断内容と実態、低能児の指導法と学習面・心理面の実態、に焦点を当てて、明治40年代の低能児の判断と指導の実態について明らかにすることを目的とした。

引用した史料に関しては、次のように表記した。一つ目は、史料中の漢字及び仮名遣いなどについて原文のままとしたが、一部表記できないものは現在の常用漢字や文字とした。二つ目は引用史料中の「★」について、表示困難な記号で直後にその意味を表記した。三つ目は引用史料中の「◆」について、判別困難な文字及び記号を表した。四つ目は史料の引用部について、本文中の引用後に引用ページ数を付記した。五つ目は使用用語について、当時の教育状況を表現するため、現在では使用しない言葉を使用した。

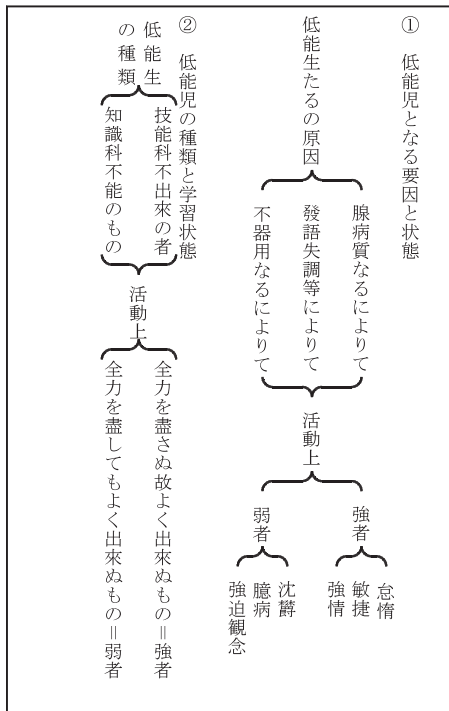
II 低能児の判断内容と実態

初めに瀧有は「余輩の所謂低能生として取扱はねばならぬ處の児童等はこれ何によりてかくはなりしものであらうか」（瀧有[1907]9）と記すように、低能児と考えなければならない理由が何かを求めようとしている。これは、瀧有が児童を観察した結果「蓋しその原因實に多趣多様ならんかなれども余輩の観察によれば大要次の如きものならんと思ふのである」（瀧有[1907]9）として、低能の要因を次のように示している。これは表1の①（瀧有[1907]9）のように、①疾患・疾病の問題、②言語機能の問題、③身体機能の問題という3つの問題があると述べている。これらの問題によって活動や行動に影響があると示している。また瀧有は活動を「強者」と「弱者」に分

* 上越教育大学特別支援教育実践研究センター協働研究員

** 上越教育大学大学院学校教育研究科

表1 低能児の状態（原文抜粋）



け、強者が怠惰・敏捷・強情の状態を、弱者が沈鬱・臆病・強迫観念の状態を示すことを記している。つまり強者は、上記の要因によって活動あるいは行動が過剰になり、なすべきことをしなかったり、落ち着きがなかったり、頑固で考えを変えなかったりする状態であると考えられる。一方で弱者は、気持ちが沈んだり、ちょっとしたことに恐れたり、「何かをしなければいけない」と常に思ってしまったりする状態を示していたと考えられる。低能児となる要因について瀧清は、「所謂低能生中また手のものあり脳のものあり且つまた由来活動力の乏しきものあり注意を集中し能はぬために低能生となれものもある」（瀧清[1907] 9）と指摘するように、上記の3問題に加えて、①手（身体機能）、②脳（脳機能）、③原因不明の活動不活発、④注意集中の持続が困難、ということで判断される児童がいると述べている。

さらに瀧清は、表1の②（瀧清[1907] 10）のように教科別に低能児の状態を見ている。これによると低能児の種類を、体育科・図画工作科・音楽科などの技芸科が不出来な者と国語科・算数科などの知識科が理解困難な者、の2種類に瀧清は分類している。そして瀧清は、全力を出していないために出来（成績）が良くない者を強者とし、全力を出しても出来（成績）が良くない者を弱者と示している。これは「全力を出さない」結果が成績不振となる者と、「全力を出しても」結果が成績不振になってしまう者が明確に分類及び把握されたことを示している。低能児の具体例として瀧清は、次のように論じている。技芸科については「唱歌を課して見よ八回も九回も唱はしめても音階かならずほと★（繰り返し記号）音楽盲ではあるまいかと疑はしむるものがあります圖畫習字を課して見てもはたまた手工を課して見ても一として拙劣であらぬはなくそして時を費すいよよ大なりでその不器用なること驚くに堪へたりであ

るものがあります（原文通り）」（瀧清[1907] 10）と記している。唱歌科（音楽科）は、何回も歌わしても音階が取れないことから瀧清が「音楽盲」と称している。図画工作科と習字科は、課題に対して一つとして良いものができず、時間を費やしても不器用なことに驚くと指摘している。一方で知識科について瀧清は、次のように述べている。国語科については、「讀方につき取調たるに優等生が二分にして讀破する處を彼等は六分かかりて尚且つ讀み終りませぬまた話方を課せしめんか往々自他混淆にして論理立たず意義達せざることもあります綴方を課さんか優等生の五分にして脱稿し得る處を十七分かかりて尚且つ未熟拙劣のものあり書取を命ずれば不明瞭なる文字を書き完全なる文字はまことに僅であるのであるまた板上に文字練習をさせて見ても甚た手のろいのである」（瀧清[1907] 10）と記している。1つ目の読方は、課題に対して優等児（一般児）が2分で終わるものを低能児は6分かかっても読み終わらない状態だとしている。2つ目の話方は、自分の内容と他者の内容を混同した話をして、かつ理論立てたものになっていないと指摘している。3つ目の綴方は、課題を優等児（一般児）が5分で終わっているのに対して、低能児では17分かかっても未熟で下手なものになると述べている。また書取の課題に対しては、大半が不明瞭な文字で完全な文字はわずかしか書けていないとしている。そして文字練習は、これを課しても本当に行う速度が遅いと述べている。次に社会科に関しては、「歴史を教ふれば甲の事実も乙の事実も混淆してしまう★（「こと」の合わせ字）がおうおうにしてあるのであるまた地理を課しても左様の間違が少からざるのである青森に青森縣あり流に行かない場合例へば前橋に前橋縣ありとの答これその記性上の缺点を顯はしてゐるものであらうと思はれます」（瀧清[1907] 10）と示している。歴史については、教授した複数の歴史的事実（事柄）を混同させてしまう傾向があると指摘している。地理は歴史と同様に、都市の中に県があるという間違った考え方を示す傾向が見られると述べている。算数科について瀧清は、「算術教授上に於てはより多く彼等の心裡をうかがひしることの出来る場合があり得ると思ふのであります」（瀧清[1907] 10）と記して、上記のような具体的なことが示されていないが、指導の中での低能児の心理（問題点・つまづき）をうかがい知る場面が多く見られる教科であると述べている。

以上のことから低能児の特徴に関して瀧清は、「低能生たるや尋常普通の問題すら解せざること此の如しでありてこの外にも彼等の日常の舉動に徴しても幾多低能生たるを指摘するに難からざるものがあらうと存じます」（瀧清[1907] 10）と示しているように各教科の通常問題でも解答ができない点に加えて、日常の挙動（行動）にも共通したものと指摘している。また低能児としての資質を瀧清は「低能生たる資質魯鈍たるか體質薄弱たるかまことに氣の毒なるものであります」（瀧清[1907] 10）とあるとおり、①精神遲滞の中で程度が最も軽い「魯鈍」であるか②體質が虚弱であるかであって、これは氣の毒なことであると述べている。同様に低能児の行動についても氣の毒に思う点があると、瀧清は「余輩は彼れ等の動作を見てまことに氣の毒に思ふのであります」のように述べている。

Ⅲ 低能児の指導法と学習面・心理面の実態

1 指導法の開発

前述のように瀧は、低能児の特徴と資質について共通するものを見出している。そこで瀧は、「常々彼等を學にすゝめ徳に進ましむべき方法即ち彼等低能生を啓發誘導する手段なきかよき誘ひ口はあるまいかと考案をめぐらして（後略）」（瀧 [1907] 10）と記しているように、上記の様々な状態の低能児に適応した指導法を考案しようと試みたと述べている。この指導法に関して「方便的興味を興うるの止む能はざるに至りました余輩とても教育上一類一笑ををしむ的がいかにもよろしからんとは思ふたれど（後略）」（瀧 [1907] 10）として、「方便的興味の付与」ということが教育上あまり良い方法ではないと思われるかもしれないとしている。しかし瀧は「今は背に腹は代へられぬといふべき場合多少の考慮を有さない譯でもないが次のやうな稱賞を興ふるに至つたのであります」（瀧 [1907] 10）と記しているように、様々な問題を考慮しながら場合によって用いることが最善の方法であると述べている。この方便的興味について瀧は、表2の①のように内容を示している。これによると基本的には、児童の良さを見つけて褒め言葉で児童の気持ちを高揚させようとしていることがうかがえる。そして怠惰や強情で学習が出来るのにしようしない強者には、さらにやる気にさせるような言葉を用いている。一方で臆病や強迫観念があつて学習などをしようとしても理解できない弱者には、具体的な良い行為を具体的な言葉で褒めることを示している。この方法について瀧は、「方便的興味は一面批難すべき点なきにあらざると雖も◆も彼等低能生を興奮させること非常なるものがあります」（瀧 [1907] 10）とあり、低能児のモチベーションを高める効果が期待できるが、一方で批難される点があると述べている。この教育効果について「余輩が

興ふる教育的明示はた暗示に對して大にその感受性を活動せしめするものから爲めに某々科につきては中等以上の成績を顯はすものすらあるに至りました」（瀧 [1907] 10）と記すように、瀧は低能児の感受性を刺激することで中等以上の成績の者も現れたと指摘している。

この方法の効果を上げるために瀧は、「余輩は彼等に同情なき能はす爲めに左の如き教授の定律と禁條とを案するに至るのであります」（瀧 [1907] 11）と記しているように、低能児を単に同情しないように指導の基本姿勢と禁止事項を定めるに至つたとしている。これが表2の②である。基本姿勢の内容は、4つ挙げられている。1つ目は、1コマの授業で1つの内容のみを扱うことである。2つ目は、授業内容を簡単にして理解を促すことである。3つ目は、児童一人ひとりの個性を發揮するように努めることである。最後に4つ目は、反復練習を行つて学習内容を確実に身に付けさせることである。瀧は、これらを基本にして指導を行うと述べている。この指導姿勢に瀧は2つの禁止条項を付け加えている。第1は、白紙の答案に「基本点」を加えるなどの答案の検閲（操作）をすることである。第2は、低能児と向き合おうとしないで無視をすることなどである。

この指導方法が教育効果をもたらしたことに関して瀧は「何はともかく低能生を優遇するのである實際これはねんごろなる教授であると彼等がそれ自体に感じ得るだけそれだけ余輩にして教授力を拂はんか彼等の奮勵努力する一再にして止まないであります」（瀧 [1907] 11）と記しているように、低能児と向き合つてしっかりと指導した結果、児童自身が努力する気力（やる気）を發揮させることができた指摘している。指導した後の低能児の状態については「彼等がいざ務めてんと大に感奮したる時それは彼等の人格が變換した時なのである所謂心機一轉といふのはこゝなのである」（瀧 [1907] 11）と指摘しているように、児童自身から学習意欲が出てきた時に「人格變換」、いわゆる心機一轉が起こつたと述べている。

表2 低能児の指導法（原文抜粋）

<p>③ 学習意欲を高める方法</p> <p>低能生を奮勵せしめる方策</p> <p>少き教材に熟せしむる 興味を起させる 心機一轉 體操遊戯を獎勵する 體質改良</p> <p>人格變換</p>	<p>② 指導の基本姿勢と禁止事項</p> <p>教授の定則</p> <p>單純なる形として取得させる事</p> <p>個性啓發をつとむべき事</p> <p>反復練習として知識を確實にする事</p> <p>白紙に基本点と興ふるなどの答案検閲をなさぬ事</p> <p>低能生たる彼等は最早余の眼中におかないなどといふ不量見を起さざる事</p>	<p>① 方便的興味の内容</p> <p>低能生に対する動作と褒辭</p> <p>弱者</p> <p>猫のなきまねが上手であるぞ</p> <p>唱歌の名人はそなたなるぞ</p> <p>獨樂廻しの名人は汝なるぞ</p> <p>強者</p> <p>輪廻しの名人である</p> <p>遠足會の時紅葉をささげたいよろしい</p> <p>年内皆動生であるぞ</p>
---	--	---

2 学習意欲の向上

低能児の学習意欲を高めることに成功した瀧は「余輩は慥に次の如き低能生救治法があると信じます」（瀧 [1907] 11）と記して、低能児を一般児の状態に戻す救治法があると表2の③を示している。これに示されていることは、①教材の量を少なくして慣れ親しませ学習に興味を持たせること、②更に児童自身から興味を持ち出すこと、③身体運動を積極的に採り入れて體質改善を図ることによって低能児の学習意欲を高めようとするものである。つまり強者の低能児については、「彼等低能生には尚且つ爲すべきの活力あるもある事情のために妨げられて充分傾注されてぬものありかかるものは境遇をかへたらんには所謂心機一轉のをりもあるべく（後略）」（瀧 [1907] 11）と瀧が述べるように、何らかの事情によって学習意欲が妨げられているためであり、心機一轉を図ることで改善が見られると記している。一方で弱者の低能児は「またあるものは或は天賦の能力薄弱にして爲めに幾多の事實を取得する頗る難きものもあるべし」（瀧 [1907] 11）として、先天的な能力の低下によって学習意欲の低下や学習内容を理解することが困難な者が見られると指摘している。両者の状態において学習意欲を

高める手立てとして、瀧清は次のように述べている。一つは学習に興味を持たせることについて、「彼等には時ありてか少なき教材を興へてひたすら之に圓熟せしめんとすることありこれ蓋し彼等の活動力を強大ならしむる」（瀧清 [1907] 11）と記すように、少量の教材を教授した上で、それをひたすら反復練習させることで内容を理解することができ、同時に「できた」という自信が増大してくると指摘している。もう一つは「彼等は先天か後天かに於て心身ともに甚だ健全ならざるものであれば遊戯や体操を奨励していつとはなしに体質の改良を計るといふこともあながち無益の事でもあるまいと思ふのであります」（瀧清 [1907] 11）というように、先天的あるいは後天的な低能があつて心身が健康ではない場合に遊戯・体操を積極的に採り入れて体質改善を行うことは無益ではないと述べている。これらの2点を上手く組み合わせることで低能が改善されるとして、「要するに以上の点につきうまく調和的發展を得せしめんが爲めに人格の變換といふ事實すら惹起するに至るべきものありと思はるゝるであります（原文通り）」（瀧清 [1907] 11）のように述べている。一方で瀧清は、低能の問題を人格に問題があると捉えられかねないところまで至っているとも指摘している。

次に低能児の考え方について「童兒は十人十色で各々の先天的か後天的か何れにしても特異性を有せざるはなしである然り而してその特異性はやがて優劣正邪善悪の差異を顯はすものでその顯はし方もまた多趣多様でただ★（繰り返し記号）二三の部類別位でおけたものではない實に人々の心身ともに異なるものあるその面の如しで所謂千差万別であるのである（原文通り）」（瀧清 [1907] 11）と示して、低能児の一人ひとりが特異性を有して、この特異性（個性とも考えられる）が人の差異を表すものとなっているが、そもそも人間は一人ひとり異なるものであると記している。だが低能児の特異性を「それだのに一團の兒童として同一の程度同一の方法の下に兒童を律せんとするこの衆人教育には多少の無理なる処がないわけには行くまいと思ふ」（瀧清 [1907] 11）と示し、個人の特異性（個性）を無視して低能児を一團と捉えている限り、同一の学習内容や指導方法で行う通常教育（一斉教授）では多少無理があり、うまくいかないと瀧清は指摘している。更に特異性を人の「個性」という考え方に立って瀧清は、次のように述べている。瀧清は「近時訓練問題が鼓吹されて以來兒童の個性研究といふことや、實行されつゝあるを見るであるがされば兒童の知力的學習の方面にもこの研究をおし及ぼしてゐるかというにこの知的方面に於ける個性研究は餘程迄冷淡に看過されてゐるが如しである」（瀧清 [1907] 11）とし、指導の中で兒童の個性研究が開始されつつあるが、知力的学習については個人に着目しないでこれを導入されることがないとの見解を示している。

3 優等児と低能児の相違点

低能児の要因や種類などの特徴をまとめてきた瀧清は、優等児と低能児の境界について注目している。それは「然るに説を爲すものあり優等生と低能生との限界は如何甚だ不明瞭不確實なるものではないか何と漠然なるものではないかとそれ然りいかにも尤もの事である」（瀧清 [1907] 11）と記しているように、境界が不明確で不確實なものとしており、漠然としたものになるのも当然であると指摘している。この境界について瀧清

は、図1の①のような図を示している。成績によって優劣を付けることは、人間が複数いる場合に条件によって差異を付けるのは人類社会において自然の本質であるとして瀧清は「論者また曰く由來人間には上下貴賤實愚強弱優劣の差異あるありこれとても人類の社會に於ける自然の本質でしかたがないではない學級教授に於ても然りであるのだから」（瀧清 [1907] 12）のように述べている。そしてこの考え方を基に分級の例を「試に標準線上はたまた優等生のみにて一級を編制して教授して見られよ半年また一年の後は果して如何尚且つ優劣二種に別たるべし云々と」（瀧清 [1907] 12）のように示しており、優等児を1つの學級に編制して教授を行うと、半年か1年後にこの中で優劣が出てきてしまうと指摘している。つまり優等児だからといっても優劣が存在することから瀧清は、「大に然りだ然りと雖も低能生だとして敬遠しておけぬあるものがあるではないか」（瀧清 [1907] 12）として、学習面などに問題がある兒童を低能児として遠ざけておくことはできず、しっかりと指導していく必要があると述べている。その上で瀧清は「余の論とても絶對的に教授上練習上可能だといふのではないただ漫然漠漠たる狀態に彼等をおいて教授するものに較べて所謂比較的よりよき方策ならんといふまでゝあるのだ（原文通り）」（瀧清 [1907] 12）と記すように、上記の方法が絶對的なものではなくて比較的の良い方策だと述べている。

優等児と低能児における学習理解の違いについて瀧清は、次のように示している。優等児の場合は、「優等生は教師の教ふる事柄を了解する極めて鋭敏で教師の方で特別の助を與へずとも自ら駁々として進んで行くのである」（瀧清 [1907] 12）として、教員の指導内容を極めて素早く理解することができ、その後は兒童が自発的に学習に取り組むと述べている。一方で低能児の場合は、「ところが低能生となると助けられるだけは助けてくれるそれで尚且つ遅遅として進むといふ有様でありてももしも助けなければ殆んど全く教授の要領を了解し得ないといふわけであるのである實に厄介極つたものであるのである」（瀧清

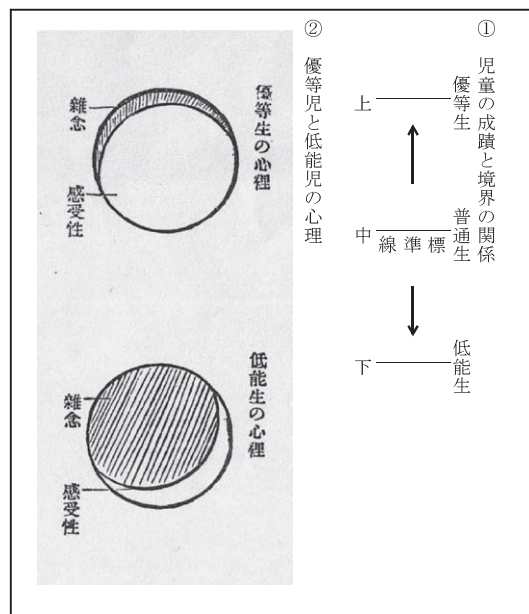


図1 児童の成績と心理（原文抜粋）

[1907]12)と記して、教員の丁寧な指導を受けてもなかなか理解が進まずに、遅い速度で進んで行くと指摘している。低能児の教育法や指導法を世の中では、「こゝに於て世上たま◆（繰り返し記号）低能生放任論すら起るのである」（瀧小史 [1907]12)と示し、厄介者として教育を放棄する低能児「放任論」が出てくると指摘している。放任の具体的な内容として瀧小史は「白紙答案に二十五点を與へたなどの話もあるのである」（瀧小史 [1907]12)のとおり、試験の白紙答案に25点を加点して処理する内容もあると述べている。また優等児と低能児の心理を図1の②のように瀧小史は比較している。これについて瀧小史は「ある事情の爲めに雑念多くて教師の教育的暗示に對する感受性がよく活動せなんだ場合もあるであらう」（瀧小史 [1907]12)と記しているように、低能児が学習以外のことに意識が行ってしまい、教員の指導が阻害されてしまう状態にあると説明している。一方で優等児は、意識を学習に向けることができるため、教員の指導を受け止めることができるとことを図で示している。

4 低能児の可能性

学習理解や心理の構造を見る中で瀧小史は、低能児の本質を「兒童には天品出来るのに出来ぬのとあるけれども彼等の稟賦は彼等の將來の小模型だといふのではないは悉くこれによりて確定さるゝといふわけのものではない」（瀧小史 [1907]12)としていて、先天性や後天性によって低能が発生するが、この状態が将来まで続くということが確定した訳ではないと主張している。この理由は「吾人は或る程度迄は稟賦素質を變移し或は稟賦素質に逆行しても尚且つある事を實行し得らるゝものであると思ふのである儘にある点までは人格變換といふことも可能であると思ふのである」（瀧小史 [1907]12)のように、ある程度までは低能が改善可能であると指摘している。瀧小史は低能児が成長・発達していく存在として考える中で、「余輩は世の教師たちに懇請せざるを得ないものがあるのである所謂低能生優遇論これである所謂低能生なるものゝ爲めにより多くの勞力を拂つて頂きたいものである」（瀧小史 [1907]12)と記して、低能児だからこそ勞力を費やして教育する「優遇論」の普及を他の教員にも強くお願いしたいと述べている。なぜならそれは、低能児に潜在する能力を開化させることが可能であるかもしれないと「所謂低能生たるものゝ中より或は一つの堀出しものゝ出ることないとは限らぬ否たしかに堀出しものゝあるありである」（瀧小史 [1907]12)のように述べている。成長する存在であるから瀧小史は、「誤られたる低能生これ也實に低能生たるものゝ認定には十二分の注意を拂はねばならぬ事情ありと思ふのであります」（瀧小史 [1907]12)というように、低能という認定には十二分の注意を払って行わなければならない、単に兒童の学力劣等だけではなく身体的・精神的な要因にも注目して考える必要があると指摘している。そして最後に瀧小史は、「余は所謂低能生といふものこれまた一顧の價値ないものでもあるまいと思ふのであるのであります」（瀧小史 [1907]12)と記し、低能児に対して注意を払っても教育する価値があると締め括っている。

IV まとめ

本研究は、教育雑誌「信濃教育」に掲載された瀧小史の『低能生誘導上の實際話』を基に、1. 低能児の判断内容と実態、2. 低能児の指導法と学習面・心理面の実態、に焦点を当てて、明治40年代の低能児の判断と指導の実態について検討した。その結果、以下の点が明らかになった。

1 低能児の判断内容と実態について

通常小学校における低能児の存在について瀧小史は、低能児と考えなければならないものが何なのかを見出そうとした。そこで瀧小史は低能児を観察した結果、①疾患・疾病の問題、②言語機能の問題、③身体機能の問題があり、これらによって活動に影響をもたらしていると考えた。この活動については、怠惰・敏捷・強情の状態を「強者」、沈鬱・臆病・強迫観念の状態を「弱者」として行動状態を示した。そして低能児の要因は上記の問題に加えて、①手（身体機能）、②脳（脳機能）、③原因不明の活動不活発、④注意集中の持続が困難ということで判断される児童がいると指摘した。

次に瀧小史は、教科目から見る低能児の状態を分類した。これは、体育科・図画工作科・音楽科などの技芸科が出来な者と国語科・算数科などの知識科が理解困難な者に分けた。そして成績不振の構造を瀧小史は、全力を出していないために出来（成績）が良くない者と、全力を出しても出来（成績）が良くない者が存在することを示した。これらについては上記の行動状態と合わせて前者を強者、後者を弱者とした。教科における具体例について瀧小史は、技芸科で何回歌わせても音階が取れなかったり、課題に対して一つとして良い作品ができずに不器用であったりということを指摘した。一方、知識科の国語科では一般児が2分で読み終わる課題を6分かけても終わらなかったり、自分と他者と混同して話をして理論立てた会話ができなかったり、大半が不明瞭な文字を書いていたといった状態であると述べていた。社会科では、教授した事柄と歴史的事実や実際の地名などを結びつけられずに混同させようと指摘した。

低能児の判断要因や行動状態から瀧小史は、各教科の通常問題でも解答ができない点に加えて、日常の挙動（行動）にも共通したものがあるという特徴と、精神遅滞の中で程度が最も軽い「魯鈍」であるか体質が虚弱であるかという点が低能児に共通して見られると述べていた。

2 低能児の指導法と学習面・心理面の実態について

1) 指導法の開発について

瀧小史は、低能児の判断要因や行動状態を整理していくと様々な状態を示して一人ひとり違いがあるが、共通した特徴と資質もあることを見出した。そこで瀧小史は、これらに適応した指導法を考案しようと考えた。この指導法として、「方便的興味の付与」という方法に至ったとした。しかしこれは、課題に対して見返りを与えるようなものとして教育にはそぐわないということも指摘した。ただし低能児の指導には、褒め言葉を用いて低能児の気持ちを高揚させることが効果的であると示した。この方法により瀧小史は、低能児の感受性を刺激することで中等以上の成績の者も現れたと述べていた。

この方法の効果を上げるためには、低能児を単に同情しないように指導の基本姿勢と禁止事項を定めるに至った。基本姿勢は、①1コマの授業で1つの内容のみを扱うこと、②授業内容を簡単にして理解を促すこと、③児童一人ひとりの個性を發揮するように努めること、④反復練習を行って学習内容を確実に身に付けさせることの4つである。指導を行う上での禁止事項は、①白紙の答案に「基本点」を加えるなどの答案の検閲（操作）をすること、②低能児と向き合おうとしないで無視をすることなどの2つである。瀧浦はこの指導法によって低能児と向き合って指導した結果、児童に学習意欲や努力する姿勢が見られるようになったと述べていた。

2) 学習意欲の向上について

低能児の学習意欲を高めることに成功した瀧浦は低能児を一般児の状態に戻す救済法があるとして、①教材の量を少なくして慣れ親しませ学習に興味を持たせること、②更に児童自身から興味を持ち出すこと、③身体運動を積極的に採り入れて体質改善を図ることによって低能児の学習意欲を高めようとするものであった。これにより強者（怠学などによる）の低能児は、何らかの事情によって学習意欲が妨げられているためであり、心機一転を図ることで改善が見られるとした。一方で弱者（先天的なものによる）の低能児は、先天的な能力の低下によって学習意欲の低下や学習内容を理解することが困難な者が見られると指摘していた。両者の学習意欲を高めるには、①少量の教材を反復練習させて理解するという達成感を体験させること、②心身虚弱の場合に遊戯や体操を積極的に行って体質改善を図ることによって低能が改善されると述べていた。しかし瀧浦は、低能改善には人格変換（心機一転）が必要としているため、これがあたかも「低能児＝人格に問題がある児童」と捉えられてしまうと懸念していた。

低能児の考え方については、低能児には特異性（個性）を有していて各低能児にその差異が見られるが、そもそも人間一人ひとりには差異があると述べていた。しかし瀧浦は、個人の特異性（個性）を無視して低能児を一団と捉えている限り、同一の学習内容や指導方法で行う通常教育（一斉教授）では多少無理があり、うまくいかないと指摘していた。つまり特異性（個性）を重視した考え方では、一人ひとりの低能児に合わせた指導法が必要であると述べていた。

3) 優等児と低能児の相違点について

低能児の特徴などを考えてきた瀧浦は、優等児と低能児の境界に注目した。これはこの2者には境界が不明確で不確実なものとしており、基準が曖昧なことになるのも当然であると指摘していた。例えば優等児を集めて1つの学級を編制した場合、半年～1年後にこの中で優劣が出てきてしまうと指摘した。このように優等児でも優劣が存在することから、低能児であっても遠ざけることなくしっかりと指導を行う必要があると瀧浦は述べていた。

学習理解の違いについて優等児は、教員の指導内容を極めて素早く理解することができ、児童が自発的に学習に取り組むとした。一方、低能児は教員の丁寧な指導を受けてもなかなか理解が進まずに、遅い速度で進んで行くと指摘していた。このために世の中では低能児「放任論」があり、例えば試験の白紙答案に25点を加点して処理する内容もあると述べていた。また心

理面については、低能児が学習以外のことに意識が行ってしまい、教員の指導が阻害されてしまう状態にあるのに対し、優等児は意識を学習に向けることができるため、教員の指導を受け止められると述べていた。

4) 低能児の可能性について

学習理解や心理の構造を見る中で瀧浦は、先天性や後天性によって低能が発生するが、この状態が将来まで続くということが確定した訳ではないとして、ある程度改善可能であると指摘した。瀧浦は低能児が成長・発達していく存在として、低能児に潜在する能力を開化させることが可能であるかもしれないと主張していた。これは、低能児だからこそ労力を費やして教育する「優遇論」を普及させたいということであった。最後に瀧浦は、低能という認定には十二分の注意を払って行わなければならないと、児童の学力劣等だけではなく身体的・精神的な要因にも注目して考える必要があると述べていた。その上で低能児に対しては、少し注意を払っても教育する価値があると締め括っていた。

謝辞

本研究に際し安曇野市中央図書館の皆様には、史料の複写など多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

注

1) 小県郡は、長野県東側にある郡の名前で、読み方が「ちいさがたぐん」である。

文献

- 瀧浦小史（1907）低能生誘導上の實際話．信濃教育，第 二百五十四號，pp.9-12.
- 北沢清司（1967）劣等児・低能児教育の成立過程に関する一考察－信州の公教育を中心として－．精神薄弱問題史研究紀要，5，pp.1-15.
- 中嶋忍・河合康（2006）長野県松本尋常小学校の「落第生」学級に関する史的研究－「落第生」学級の設置・廃止の経緯と成績不良の考え方について－．発達障害研究，28，pp.290-306.
- 中嶋忍・河合康（2016）教育雑誌「信濃教育」における長野尋常小学校の特別学級実践報告に関する史的研究．上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要，22，pp.35-41.
- 中嶋忍・河合康（2018）長野県における劣等児に対する取り組み－松本尋常小学校の場合－．中村満紀男（編著）日本障害児教育史（戦前編）．明石書店，pp.248-259.